

初診時における『選定療養費』のご負担について

— 金額変更のお知らせ —

当院では、初診の患者さんに初診料の他に選定療養費をご負担いただいております。この料金を**2024年6月1日より**以下の通り変更させていただきます。なお、紹介状をお持ちの方は今まで通り選定療養費のご負担はございません。今後も病院経営の安定化を図ってまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

選定療養費徴収の対象となる方		料金（改定）
初診時	初診時に、他の医療機関からの 紹介状を持たずに受診された方	1,300円 → 2,200円

■初診時における『選定療養費』とは

国が進める「初期の治療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院で行う」といった、病院と診療所の機能分担および業務連携の推進を図るための制度です。他の医療機関から紹介状なしに200床以上の病院を受診した場合、初診料の他に各医療機関が定めた金額をご負担いただくものです。

■健康保険では次のような場合を『初診』と定めています

- ・初めて受診される場合
 - ・以前に受診したことがあっても、既にその傷病が治癒している場合
 - ・患者さんが任意に診療を中止し、1ヵ月以上経過した後再び受診される場合
- ※次のような場合は初診となりません
- ・現在診療継続中に、新たに発生した別の傷病で新たな診療を受ける場合

■料金徴収の対象とならない場合

- ・他の医療機関から紹介状をお持ちの場合
 - ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
 - ・特定健診、がん検診等の結果、精密検査受診の指示を受けて受診する場合
 - ・救急車等により搬送された場合
 - ・夜間休日等に救急外来を受診された場合（ただし急を要さない受診は除く）
 - ・国の公費負担医療の受給者
（※子ども医療助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度などは徴収の対象です）
 - ・災害により被害を受けた方
 - ・労働災害、公務災害
- など